

「板柳スマート調査計画業務委託、鶴田スマート調査計画業務委託」
の公募についての公告

青森県農業農村整備関連業務公募型企画競争事務取扱要領に基づき、下記のとおり実施者を公募します。

令和4年11月4日

西北地域県民局長

記

1 業務名

板柳スマート調査計画業務委託、鶴田スマート調査計画業務委託

2 業務の目的及び概要

(1) 目的

本業務は、板柳及び鶴田地区内の基盤整備された農地において、スマート農業を推進するため、RTK-GNSS 固定基地局の最適な配置計画を策定し、各固定基地局の詳細設計を行うものである。

(2) 概要

ア RTK-GNSS 固定基地局配置計画策定業務 1 式

イ RTK-GNSS 固定基地局詳細設計業務 1 式

3 応募資格及び応募要領

別添応募要領参照

4 契約の締結について

本業務に係る契約は、別に定める応募要領により特定された契約候補者と契約の協議が整い次第締結することとします。

5 その他

業務内容、特定方法等の詳細は、応募要領をご参照の上、必要に応じ6の「応募・照会等窓口」にご照会ください。

6 応募・照会等窓口

〒037-0003 青森県五所川原市大字吹畑字藤巻 24 - 12

西北地域県民局地域農林水産部

T E L 0173-35-4495 F A X 0173-35-7173

担当者 農道ほ場整備課 間山、阿保

「板柳スマート調査計画業務委託、鶴田スマート調査計画業務委託」応募要領

1 業務名

板柳スマート調査計画業務委託、鶴田スマート調査計画業務委託

2 業務の目的

本業務は、板柳及び鶴田地区内の基盤整備された農地において、スマート農業を推進するため、RTK-GNSS 固定基地局の最適な配置計画を策定し、各固定基地局の詳細設計を行うものである。

3 業務の内容

別添特記仕様書のとおり

4 履行期間

契約締結日の翌日から令和5年1月27日(金)までとする。

5 応募資格

公募に応募できるものは、次の(1)及び(2)の双方に該当する者とする。

(1) 対象者

民間事業者、独立行政法人、認可法人及び民間団体(公益法人を含む。)のいずれかに該当する者

(2) 参加資格

次に掲げる事項の全てに該当する者

ア 青森県建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則(昭和58年2月青森県規則第6号)第3条第2項各号に掲げる業種について、同規則第5条の規定による認定を受けた者(企画提案書の提出期限までに認定を受けることが見込まれる者を含む。)物品の製造の請負、買入れ及び借入れに関する契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札に参加する者の資格等に関する要領(平成13年4月1日施行)に規定する資格を有する者(企画提案書の提出期限までに競争入札参加資格者名簿に登載されることが見込まれる者を含む。)または、令和04・05・06年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)の役務の提供等で「東北地域」で申請しており、かつ、「調査・研究」に申請している者であること。(企画提案書提出期限までに競争参加資格の登録が見込まれる者を含む。)

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号及び第2項各号のいずれにも該当しない者であること。

ウ 青森県建設業者等指名停止要領(平成2年6月28日付け青監第633号)等に基づく知事の指名停止の措置を、参加表明書の提出期限の日から契約締結の時までの間に受けていない者であること。

エ 県内に本店又は支店を有していること。

オ 配置予定管理技術者は、技術士(総合技術監理部門、農業部門：農業土木、農業農村工学、電気電子部門：情報通信、電気設備)博士(農学、工学)農業土木技

術管理士、RCCM（農業土木部門、電気電子部門、建設情報部門）のいずれかの資格を有する者、又はこれと同等の能力と経験を有する技術者（大学卒 18 年（短大・高専卒 23 年、高校卒 28 年）以上相当の能力と経験を有する者をいう。）であること。

カ 配置予定の管理技術者は、応募する者と直接的な雇用関係にあること。

6 参加表明書に関する事項

（１）本業務の受託を希望する者は、様式第 1 号「参加表明書」を 12 の「応募・照会等窓口」に持参又は郵送により提出すること。（提出期間内に必着のこと。）

（２）提出期間

令和 4 年 11 月 7 日(月)から令和 4 年 11 月 16 日(水)まで

土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日午前 9 時から午後 5 時まで

7 企画提案書の作成、提出等

（１）6 の参加表明書を提出した者は、次の項目を内容とする企画提案書を作成するものとする。

なお、企画提案書等に使用する言語は、日本語とする。

ア 過去 10 年間における同種業務の実績（企画提案書様式 2）

前年度から過去 10 年間における 3 に示す業務内容と同種業務の実績を記載する。

イ 配置予定管理技術者の能力（企画提案書様式 3）

配置予定管理技術者の保有資格状況、同種業務の経験、継続教育の取組状況について記載する。

ウ 見積書（積算内訳）（企画提案書様式 4）

本業務に係る見積書（積算内訳）を作成する。

（２）提出方法

様式第 2 号により、作成した企画提案書を 12 の「応募・照会等窓口」に持参または郵送により 2 部（正 1 部、副 1 部）提出すること。（提出期間内に必着のこと。）

ただし、提出する企画提案書は、1 者につき 1 点に限る。

（３）提出期間

令和 4 年 11 月 7 日(月)から令和 4 年 11 月 18 日(金)

土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日午前 9 時から午後 5 時まで

8 企画提案書を特定するための評価基準（「別添資料」参照）

（１）応募資格の有無

（２）企画提案書の内容の適切性

ア 過去 10 年間の同種業務の実績

イ 配置予定管理技術者の能力

ウ 業務費の妥当性（見積書による。）

9 契約候補者の選定等

- (1) 契約候補者の選定にあたっては、県営農業農村整備工事建設業者等選定委員会において、提出された企画提案書を8の評価基準に基づいて審査のうえ本業務について企画的に最適なものを特定し、特定した企画提案書の提出者を契約候補者とする。なお、審査は、非公開とする。
- (2) 審査結果は、企画提案書を提出した者に対し、令和4年11月22日(火)までに通知(様式第3号)する。
- (3) 契約候補者に特定されなかった旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、日曜日及び土曜日(以下「休日等」という。)を除く。)以内に西北地域県民局長に対し、契約候補者に特定されなかった理由について、次に従い書面(様式任意)により説明を求めることができる。

ア 受付窓口

〒037-0003 青森県五所川原市大字吹畑字藤巻 24 - 12

西北地域県民局地域農林水産部 農道ほ場整備課

T E L 0173-35-4495 F A X 0173-35-7173

担当者 農道ほ場整備課 間山、阿保

イ 受付時間

土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日午前9時から午後5時まで

- (4) 西北地域県民局長は、契約候補者に特定されなかった理由の説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日以内(休日等を除く。)に、書面により回答する。

10 その他

- (1) 提出期限までに参加表明書を提出しなかった者は、企画提案書を提出することができない。
- (2) 参加表明書及び企画提案の作成及び提出に係る費用は、提出者が負担する。
- (3) 提出された参加表明書及び企画提案書は返却しない。
- (4) 参加表明書及び企画提案書は、採点等本業務に係る事務手続き以外の目的で提出者に無断で使用しない。
- (5) 受領期限以降における参加表明書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- (6) 参加表明書及び企画提案書に記載した予定担当者は、原則として変更できない。
ただし、病休、死亡、退職等の極めて特別な理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- (7) 参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書及び企画提案書を無効とする。
- (8) 契約締結後、本業務で取得した著作権については、西北地域県民局長が継承するものとする。
- (9) 応募要領に関する質問がある場合は、令和4年11月29日(火)までに、書面(様式任意)により、12の「応募・照会等窓口」に提出すること。

11 契約等

- (1) 本業務に係る契約限度額は、825 千円程度 (消費税及び地方消費税を含む。) を想定している。
- (2) 本業務に係る契約は、契約候補者と契約の協議が整い次第、西北地域県民局長と企画提案書の見積書の金額で締結する。
ただし、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができないこともある。

12 応募・照会等窓口

〒037-0003 青森県五所川原市大字吹畑字藤巻 24 - 12

西北地域県民局地域農林水産部

T E L 0173-35-4495 F A X 0173-35-7173

担当者 農道ほ場整備課 間山、阿保

本地区の概要等

板柳・鶴田スマート地区 位置図

縮尺 1:200,000

県営農地耕作条件改善事業
板柳スマート調査計画業務委託、
鶴田スマート調査計画業務委託

RTK-GNSS固定基地局配置計画策定業務 1式
RTK-GNSS固定基地局詳細設計業務 1式

凡例

●	基地局候補地
円(実線)	半径5.0km
円(破線)	半径4.0km

農地耕作条件改善事業
板柳スマート地区

図面の名称 図面番号

位置図

縮尺:200,000

測量 平成 年 月 日 終了

設計

製原図

図複写

西北地域県民局地域農林水産部

青森県

2. 本業務の特記仕様書は次のとおりである。

業務番号	西県局農水（整五委）第 27 号
業 務 名	板柳スマート調査計画業務委託、鶴田スマート調査計画業務委託
業務場所	北津軽郡板柳町大字深味 地内ほか
業務期間	契約締結日の翌日から令和 5 年 1 月 2 7 日まで

特記仕様書

業 務 番 号 : 西県局農水（整五委）第27号

業 務 名 : 板柳スマート調査計画業務委託、
鶴田スマート調査計画業務委託

業 務 場 所 : 北津軽郡板柳町大字深味 地内ほか

履 行 期 間 : 契約締結の翌日～令和5年1月27日

特記仕様書

(適用範囲)

第1条 県営板柳スマート地区農地耕作条件改善事業調査計画業務、県営鶴田スマート地区農地耕作条件改善事業調査計画業務の施行にあたっては、青森県農林水産部農村整備課制定「農村整備設計業務共通仕様書」（以下、「共通仕様書」という）によるものとし、共通仕様書に定めのない事項については、この特記仕様書によるほか、青森県県土整備部制定「電気通信施設設計業務共通仕様書」によるものとする。

(目的)

第2条 本業務は、板柳スマート地区内及び鶴田スマート地区内の基盤整備された農地において、スマート農業を推進するため、RTK-GNSS固定基地局の最適な配置計画を策定し、各固定基地局の詳細設計を行うものである。

(管理技術者)

第3条 管理技術者は、技術士(総合技術監理部門、農業部門：農業土木、農業農村工学、電気電子部門：情報通信、電気設備)、博士(農学、工学)、農業土木技術管理士、RCCM(農業土木部門、電気電子部門、建設情報部門)のいずれかの資格を有する者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者(大学卒18年(短大・高専卒23年、高校卒28年)以上相当の能力と経験を有する者をいう。)でなければならない。

(照査技術者)

第4条 本業務の実施にあたっては、照査技術者の配置は不要とする。

(一般事項)

第5条 作業実施の順序、方法等は調査職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。

(保険加入)

第6条 受注者は、共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、調査職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

(業務概要)

第7条 業務の概要は次のとおりである。

(1) RTK-GNSS固定基地局配置計画の策定

位置図に明示した新設基地局候補地(以下、「候補地」という)において、候補地から利用予定農地までの支障物件等を調査し、位置図で着色されたスマート農業機械活用農地の端部等において、新設基地局からの補正された位置情報が受信できるよう最適な配置計画を策定する。

(2) RTK-GNSS固定基地局の詳細設計

上記(1)により策定された配置計画に基づき、必要な機器等の仕様を選定するほか、機器類の配置や配線等の設計図面の作成や数量計算等、工事発注に必要な資料を作成する。

(業務の留意点)

第8条 業務の実施にあたり特に留意する点は、次のとおりである。

(1) RTK-GNSS固定基地局配置計画の策定

候補地は、板柳町又は鶴田町が所有又は管理する施設に設置することを基本としているが、選定にあたっては、これら関係機関と再度調整すること。

候補地において、衛星からの位置情報の受信状況が芳しくない場合は、上記を踏まえた上で別途候補地を選定し、調査職員と協議すること。

基地局配置案におけるスマート農業導入予定農地の端部においても、固定基地局で補正された位置情報が確実に受信できるよう確認すること。

別途候補地を選定する必要性が生じた場合は、電源確保の状況や用地取得の必要性なども考慮すること。

(2) RTK-GNSS固定基地局の詳細設計

補正された位置情報を送信する機器類の選定にあたっては、地域内の農業者が一般的に使用している機械であっても、十分活用が可能なものとする。

機器類のうち消耗品に分類されるものや配線等は、一般的に市場に流通しており、特殊な専門技術者でなくとも維持修繕が可能なものを使用すること。

地形や遮蔽物等により電波の状況が芳しくなく、大規模な鉄塔が必要となる場合は、調査職員と協議すること。

(業務の安全管理)

第9条 受注者は業務の実施に当たり、保安、公衆衛生等に関する諸法規を順守するとともに、作業の安全に留意し、災害防止に努めなければならない。

また、業務の実施に影響を及ぼす事故、人命に損傷を生じる事故、若しくは第三者に影響を与える事故が発生した時は応急処置を講ずるとともに、遅滞なくその状況を調査職員に報告しなければならない。

(貸与資料)

第10条 貸与資料は次のとおりである。

貸与資料名	部数	備考
五所川原スマート調査計画業務委託 報告書	1部	業務遂行の参考とすること

その他、発注者が所有する資料が必要な場合は、調査職員と協議するものとする。

(打合せ)

第11条 打合せ時期及び回数については、主として次の段階で行うものとする。

なお、業務を適正かつ円滑に実施するため、受注者は打合せの都度業務打合せ記録簿を作成し、調査職員と相互に内容確認を行うものとする。

- (1) 初 回：作業着手前に業務の進め方等について打合せる。
- (2) 中 間：配置計画案の概要を作成した段階で、調査職員と打合せ、配置計画案を取りまとめる。
配置計画案について、機器類の仕様等も含め、板柳町及び鶴田町等の関係機関と打合せる。
- (3) 最 終：報告書作成前に取りまとめ方等について打合せる。

(成果品)

第12条 提出すべき成果品は2部とし、装丁等は次のとおりとする。

- (1) 装丁はパイプ式ファイルとし、報告書及び数量計算書、設計図を1冊にまとめること。
- (2) 設計図は、電子データをA-1版で作成し、報告書にはA-3で印刷したものを折り込むこと。
- (3) 電子成果品は報告書のすべての内容を1枚のCD-Rに記録し、報告書に添付するものとするが、容量が大きく複数枚となる場合は、DVD-Rに記録しても良いものとする。
- (4) 提出先は、「五所川原市大字吹畑字藤巻24-12 西北地域県民局地域農林水産部農道ほ場整備課」とする。

(電子納品対象業務)

第13条 本業務は、電子納品対象業務である。電子成果品の作成は、「青森県電子納品運用ガイドライン」に基づき進めること。

「青森県電子納品運用ガイドライン」は整備企画課のホームページ

【<http://www.pref.aomori.lg.jp/kotsu/build/cals.html>】からダウンロードできる。

(その他)

第14条 その他については次のとおりである。

- (1) 完成検査について、実施予定の前月15日までに希望日を調査職員に報告すること。
- (2) 受注者は、契約書第15条の規定に基づき、履行状況を別に定める様式に基づき作成し、調査職員に提出するものとする。
- (3) 受注者は、業務の一部を再委任する場合は、共通仕様書第1-27条の規定に基づくほか、業務計画書の業務組織計画に記載するものとする。
- (4) 受注者は、受注者及び下請負者等に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、発注者及び警察へ報告・通報しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。
- (5) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても調査職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

<設計業務費の算出>

本業務の設計業務費算出に適用した基準、歩掛及び補正率は、次のとおりである。

1．設計業務の価格積算基準

農林水産省土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）令和4年度

2．歩掛及び補正率

電気通信施設設計業務積算基準(令和3年2月国土交通省制定)

第3節 通信施設設計

3-1-2 単信無線施設詳細設計

区分及び計上項目		数 量	その他個別補正率
(1)	現地踏査	2 箇所	1.00(補正なし)
(2)	設計計画	2 局	0.20 (主要機器や構造について、 既存資料を十分活用できる)
	設計条件の確認	2 局	
	設計図作成	2 局	
	数量計算	2 局	

(1)については、数量により補正している。

(2)については、数量のほか、以下を適用して補正している。

- ・現地調査を行ったデータ等の解析を省略する場合
- ・主要機器の仕様作成を省略する場合
- ・本施設を設置するための用地取得に対する関係図面等の作成を必要としない場合

3. 評価基準は次のとおりである。

(1) 応募資格の有無

応募資格	有無	判定基準
1 建設関連業務の競争入札参加資格		1～3 のいずれかの資格がない場合は失格
2 物品等の競争入札参加資格		
3 農林水産省競争参加資格（「東北地域」かつ「調査・研究」）		
4 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項に該当しないこと		該当すれば失格
5 青森県建設業者等指名停止要領等に基づく知事の指名停止を受けていないこと		指名停止を受けていれば失格
6 県内に本店又は支店を有している。		有しない場合は失格
7 配置予定管理技術者は、必要な資格を有している、又はこれと同等の能力と経験を有していること		有しない場合は失格
8 配置予定管理技術者は、応募する者と直接的雇用関係にあること		直接的雇用関係がない場合は失格
判定		

(2) 評価項目および評価基準

評価項目	評価基準	評価点
1 技術力評価 (30点)	企業評価〔10点満点〕	
	(1) 同種業務の実績（国・県発注のもの）	
	過去10年間で5件以上の実績あり	10点
	過去10年間で1件以上の実績あり	5点
	過去10年間で実績なし	0点
	技術者評価〔20点満点〕	
	(2) 配置予定管理技術者の保有資格	
	技術士（総合技術監理部門、農業部門：農業土木、農業農村工学、電気電子部門：情報通信、電気設備）、博士（農学、工学）	7点
	RCCM（農業土木部門、電気電子部門、建設情報部門）、農業土木技術管理士	4点
	上記以外	0点
	(3) 配置予定管理技術者の同種業務経験（国・県発注のもの）	
	過去5年間で3件以上の経験あり	7点
	過去5年間で1件以上の経験あり	4点
	上記以外	0点
	(4) 配置予定管理技術者の継続教育の取組状況	
	各団体の目標（推奨）単位数を満たしている	6点
	各団体の目標（推奨）単位数の半数以上を満たしている	3点
	上記以外	0点
30点×技術力評価得点/技術力評価満点		
2 価格評価 (70点)	70点×(1-見積価格/予定価格)	
合計 (100点)		

(様式第 1 号)

番 号
年 月 日

西北地域県民局長 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名

参 加 表 明 書

「板柳スマート調査計画業務委託業務、鶴田スマート調査計画業務委託業務」の業務企画に関する提案に参加します。

記

添付書類 : 参加資格に関する資料

(担当者) 所属 / 部署 氏名 電話 / FAX E - mail
--

(様式第 2 号)

番 号
年 月 日

西北地域県民局地域農林水産部長 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名

企画提案書の提出について

「板柳スマート調査計画業務委託業務、鶴田スマート調査計画業務委託業務」に関する
企画提案書を別添のとおり提出します。

記

添付書類 : 企画提案書 ○部 (正 1 部、副○部)

(担当者)
所属／部署
氏名
電話／FAX
E-mail

(様式第3号)

番 号
年 月 日

〇〇〇〇〇 あて

西北地域県民局地域農林水産部長

企画提案書の審査結果について（通知）

「板柳スマート調査計画業務委託業務、鶴田スマート調査計画業務委託業務」に関する企画提案書を審査した結果、契約候補者に特定された《には特定されなかった》ことをご通知いたします。

(担当者) 所属／部署 氏名 電話／FAX E-mail
--

(企画提案書様式 2)

過 去 10 年 間 の 同 種 業 務 の 実 績

業務名：板柳スマート調査計画業務委託、鶴田スマート調査計画業務委託

会社名：

業務名	業務概要	発注機関	履行期間

【注意事項】

- ・実績には、県営以外の農業農村整備事業を含む。
- ・記入は、A 4 用紙 1 枚以内とする。
- ・同種業務の実績の取り扱いについて

同種業務とは

スマート事業にかかる施設の調査又は設計業務。

それ以外の業務は「実績無し」とする。

(企画提案書様式 3)

配 置 予 定 管 理 技 術 者 等 の 能 力

業務名：板柳スマート調査計画業務委託、鶴田スマート調査計画業務委託

会社名：

1 配置予定管理技術者の資格保有状況

氏 名	役 職	保有する技術者資格

2 配置予定管理技術者の過去 5 年間の同種業務経験

氏 名	所属・役職	業 務 名	業務概要	発注機関	履行期間

3 配置予定管理技術者の継続教育の取組状況

氏 名	団 体 名	目標（推奨） 単位	取得単位数

【注意事項】

- ・氏名には、「ふりがな」をふること。
- ・企画提案書の提出者以外の企業等に所属する担当者については、所属・役職欄に企業名等も記載すること。
- ・所有技術資格には、資格の種類、部門（選択科目）を記載すること。
- ・1～3を併せてA4用紙2枚以内とする。
- ・記載に当たっては、「(別紙1)配置予定管理技術者の継続教育の取組状況について」を参照すること。
- ・団体名には、継続評価制度を実施している団体の名称を記載すること。
- ・取得単位数の証明のため、証明書の写しを添付すること。
- ・資格保有状況の書類について、参加表明書に添付した場合は省略することができる

(企画提案書様式 4)

見 積 書 (積 算 内 訳)

業務名：板柳スマート調査計画業務委託、鶴田スマート調査計画業務委託

会社名：

区 分	数量	単位	単価	金 額	備 考

【注意事項】

- ・必要に応じて積算参考資料を添付する。
- ・作業項目毎に職種、人員等の内訳を整理すること。

< 参考例 >

(積算参考資料)

作業区分	職種別人員 (人)							備 考
	技師長	主任 技師	技師A	技師B	技師C	技術員		

(別紙 1)

配置予定管理技術者の継続教育の取組状況について

- 1 目標（推奨）単位の単位数及び取得年数については各団体の定めによるものとし、その証明日は前年度末（3月31日）時点とする。なお、証明書の有効期限は1年間とする。

「(別紙 2) 新型コロナウイルス感染症に係る暫定措置について」参照。

- 2 継続教育は、配置予定技術者の保有する資格の種別、及び継続教育制度を実施している団体の種別に関係なく、定められている目標単位を満たすことにより評価の対象とする。
- 3 下表は、建設系 CPD 協議会に加入している団体のうち、継続教育制度を実施し目標単位数を定めている団体の目標単位数であるが、他団体の継続教育制度についても評価するものとする。

団体名	継続教育制度	目標（推奨）単位
全国土木施工管理技士会連合会	継続学習制度（CPDS）	30 ユニット / 年 60 ユニット / 2 年 90 ユニット / 3 年 120 ユニット / 4 年 150 ユニット / 5 年
空気調和・衛生工学会	設備技術者継続能力開発システム（SHASE-CPD）	50 ポイント / 年 250 ポイント / 5 年
建設コンサルタンツ協会	CPD 制度	50 単位 / 年
地盤工学会	G-CPD 制度	50 ポイント / 年
土木学会	土木学会 CPD システム	50 単位 / 年
日本環境アセスメント協会	JEAS-CPD 制度	50 単位 / 年
日本技術士会	技術士 CPD（技術研鑽）制度	50CPD 時間 / 年 150CPD 時間 / 3 年
日本建築士会連合会	建築士会 COD 制度	12 単位 / 年
日本造園学会	造園 CPD（継続教育）制度	50 単位 / 年
日本都市計画学会	都市計画 CPD	50 単位 / 年
農業農村工学会	技術者継続教育機構（CPD）	50 単位 / 年

(別紙2)

新型コロナウイルス感染症に係る暫定措置について

「配置予定管理技術者の継続教育の取組状況について」における今年度の暫定措置として、以下のとおり運用する。

証明日を令和4年3月31日に限定せず、過去4年間(平成30年4月1日から令和4年3月31日まで)のうち任意の1年間(例えば、平成31年1月から令和元年12月までなど)に取得した単位(ユニット)数を有効とします。

団体名	継続教育制度	目標(推奨)単位
全国土木施工管理技士会連合会	継続学習制度(CPDS)	30 ユニット / 過去4年間のうち任意の1年間 60 ユニット / 過去5年間のうち任意の2年間 90 ユニット / 過去6年間のうち任意の3年間 120 ユニット / 過去7年間のうち任意の4年間 150 ユニット / 過去8年間のうち任意の5年間
空気調和・衛生工学会	設備技術者継続能力開発システム(SHASE-CPD)	50 ポイント / 過去4年間のうち任意の1年間 250 ポイント / 過去8年間のうち任意の5年間
建設コンサルタンツ協会	CPD 制度	50 単位 / 過去4年間のうち任意の1年間
地盤工学会	G-CPD 制度	50 ポイント / 過去4年間のうち任意の1年間
土木学会	土木学会 CPD システム	50 単位 / 過去4年間のうち任意の1年間
日本環境アセスメント協会	JEAS-CPD 制度	50 単位 / 過去4年間のうち任意の1年間
日本技術士会	技術士 CPD(技術研鑽)制度	50CPD 時間 / 過去4年間のうち任意の1年間 150CPD 時間 / 過去6年間のうち任意の3年間
日本建築士会連合会	建築士会 COD 制度	12 単位 / 過去4年間のうち任意の1年間
日本造園学会	造園 CPD(継続教育)制度	50 単位 / 過去4年間のうち任意の1年間
日本都市計画学会	都市計画 CPD	50 単位 / 過去4年間のうち任意の1年間
農業農村工学会	技術者継続教育機構(CPD)	50 単位 / 過去4年間のうち任意の1年間